

敬老記念品贈呈に関する取扱要領

B地区藤沢 自治会の老人福祉活動の一環として、敬老の日を記念して会員及び、その親族の高齢者に対し、長寿を祝福し、感謝と敬意を表するため、敬老記念品を贈呈する。

本要領は、その取扱いについて定めたものである。

1. 適用範囲（対象者）

本会規約第1章第3条に定める会員（区域内に居住する）及び、その同居親族で敬老の日（9月第3月曜日）現在、下記年齢（満年齢）の高齢者に対し適用する。

80歳（傘寿）、90歳（卒寿）

2. 担当部門

敬老記念品贈呈に関する当自治会の担当部門は、福祉部とする。

3. 対象者調査

(1) 福祉部は、敬老の日（9月15日）の1ヶ月前に、「敬老記念品贈呈対象者調査」に関する依頼状（別添一1）を各会員に回覧し、該当者の調査を実施する。

(2) 街区担当員は、担当街区内の該当者を取りまとめ、調査表を福祉部に提出する。

4. 記念品の選定

(1) 記念品は一人当たり1500円相当の品物を選定する。

(2) 記念品は「箱入り」を原則とし、のし紙に「敬老記念品」「B地区藤沢自治会」と表記する。

5. 記念品の贈呈

(1) 記念品は、自治会長名の挨拶状「敬老記念品贈呈について」（別添一2）を添えて該当者に届ける。

(2) 記念品は、自治会長が福祉部長を同伴して、戸別訪問し敬意を表することを原則とするが、福祉部がこれを代行することが出来る。

6. 予算措置

福祉部は、記念品代の概算予算（推定該当人員 X 一人当たり記念品代）を事業費として計上する。

7. 附則

(1) 本要領は、従来敬老記念品に関する規程がないため、慣例に従い福祉部の申し送り事項として実施してきたが、統一化を図るため標準化したものである。

(2) 本要領は、運営委員会で審議決定し、平成7年9月15日発効とする。

(3) 本要領の改訂は、総会で決定する。又、その改訂履歴は、本要領末尾に注記するものとする。

注1. 平成10年4月5日総会決定、改定部分については平成11年4月1日より発効とする。注2. 平成22年3月28日総会決定、第1項及び第7項（1）の一部改定部分については

平成22年4月1日より発効とする。

注3 令和2年3月29日、書面による総会にて、第4項（1）を変更。

注4 2023年12月25日 1項、4項 改訂

敬老記念品贈呈対象者 調査のお願い

福祉部

当自治会では「敬老の日」をお祝いして、記念品を贈呈しております。
つきましては自治会の「敬老記念品贈呈に関する取扱要領」に基づいて、80歳（傘寿）、90歳（卒寿）に該当される方は、下記調査票にご記入の上、各街区担当員経由で福祉部までお届け下さい。

尚「敬老の日」は法律で9月の第3月曜となっておりますが、年齢を計算する時に、曜日では年によっては空白を生ずる恐れがありますので、起算日を9月15日と致しますので、お間違いの無いようお願いいたします。

また正確を期すために生年月日も記入頂くこととしましたので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

該当者がおられましたら、下記表に記載いただき、切り取り線から切り離し、封筒に入れてください。

各街区担当員の方へのお願いです。

お手数ですが、8月25日までに、該当者が無い場合でもご提出くださるようお願いいたします。

福祉部 ○○（○-○）TEL：○○○

————— キリトリ —————

お名前	住所	生年月日

————— キリトリ —————

お名前	住所	生年月日

————— キリトリ —————

お名前	住所	生年月日

各位

敬老記念品の贈呈について

謹んで『敬老の日』のお祝いを申しあげます。

当自治会では敬老の日を迎えられた八十歳【傘寿】九十歳【卒寿】の方々に敬老記念品をお贈りいたしております。ささやかではございますが、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。

これからも元気で過ごしてください。

令和六年九月吉日

B地区藤沢自治会
会長 山本 享